

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	健康増進事業の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

古河市は健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和5年11月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために必要な事務を行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法第27号)に基づき、特定個人情報ファイルを下記①～③の事務に使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診勧奨事務 ③保健指導、相談事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項、 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第50条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項 内閣府・総務省令第7号 第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 健康推進部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	古河市 健康福祉部 健康福祉部 健康づくり課 茨城県古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882	古河市 健康福祉部 健康づくり課 古河市新久田271番地1 電話0280-48-6882		
平成30年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署	②健康づくり課長 直井 浩子	②健康づくり課長 曾根 弘江	事後	
平成30年5月15日	公表日	平成29年6月1日	平成30年5月15日		
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の報告か	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の報告か	平成26年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点		
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	平成30年5月15日	令和1年6月28日		
令和2年8月19日	公表日	令和1年6月28日	令和2年8月19日		
令和2年8月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 健康づくり課	健康推進部 健康づくり課	事後	
令和2年8月19日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の報告か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月19日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の報告か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	古河市 健康福祉部 健康づくり課	古河市 健康推進部 健康づくり課	事後	
令和2年8月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の76	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲) 別表第一 項目の76 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第54条	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和2年8月19日	令和3年9月10日		
令和3年9月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	公表日	令和3年9月10日	令和4年3月1日		
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	古河市では、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、市民の健康増進を目的とした業務を行っている。具体的には ①健康増進法による健康増進事業に関する事務 ②その他 ・集計・報告事務:対象者、実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など市民の健康増進のために必要な事業を推進するために必要な事務を行う。 健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法第27号)に基づき、特定個人情報ファイルを下記①～③の事務に使用する。 ①各種検診の受診結果等の管理 ②受診券の発行、検診勧奨事務 ③保健指導、相談事務	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、宛名管理システム、中間サーバー	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	■情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第50条 ■情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の第102の2項 内閣府・総務省令第7号 第50条	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	IVリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か[十分である]	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和4年3月1日	IVリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手)[]接続しない(提供) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	事前	法改正(情報提供ネットワークシステムとの接続開始)に基づく追記
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年11月14日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	